四日市市告示第638号

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第378 号)の一部を次のように改正する。

改正後別表 (第2条及び第4条関係)別表 (第2

 補助金の対象及び補助単価等(施設 整備)

補助金の対象となる施設、補助単価及び 対象経費は次のとおりとする。

補助金の対象施設	補助単価	単位
認知症対応型共同	33,60	施設
生活介護(認知症	0千円	数
高齢者グループホ		
ー ム)		
看護小規模多機能	33,60	施設
型居宅介護事業所	0千円	数
小規模介護老人保	56,00	施設
健施設(定員29	0千円	数
人以下の介護老人		
保健施設をい		
う。)		
小規模多機能型居	33,60	施設
宅介護事業所	0千円	数
定期巡回・随時対	5, 940	施設

別表 (第2条及び第4条関係)

1 補助金の対象及び補助単価等(施設整備)

改正前

補助金の対象となる施設、補助単価及び 対象経費は次のとおりとする。

補助金の対象施設	補助単価	単位
認知症対応型共同	32,00	施設
生活介護(認知症	0千円	数
高齢者グループホ		
ー ム)		
看護小規模多機能	32,00	施設
型居宅介護事業所	0千円	数
小規模介護老人保	53,40	施設
健施設(定員29	0千円	数
人以下の介護老人		
保健施設をい		
う。)		
小規模多機能型居	32,00	施設
宅介護事業所	0千円	数
定期巡回・随時対	5, 670	施設

応型訪問介護看護 事業所

千円 数

【対象経費】

第2条に掲げる施設の整備(施設の 整備と一体的に整備されるものであっ て、市長が必要と認めた整備を含 む。) に必要な工事費又は工事請負費 及び工事事務費(工事施工のため直接 必要な事務に要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本 費及び設計監督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請負費の2.6% に相当する額を限度額とする。)。

ただし、別の負担(補助)金等にお いて別途補助対象とする費用を除き、 工事費又は工事請負費には、これと同 等と認められる委託費及び分担金及び 適当と認められる購入費等を含む。

補助金の対象整備区分 補助金の対象となる整備区分は次のとお りとする。

整	整備内容
備	
区	
分	
創	施設を整備し(改修を含む)、
設	新たに地域介護拠点等を新設す
	ること。
<u>増</u>	既存施設を増築または改築す
<u>築</u>	る、既存の地域介護拠点の規模
<u>•</u>	<u>を拡大すること。</u>

応型訪問介護看護 事業所

千円|数

【対象経費】

第2条に掲げる施設の整備 (施設の 整備と一体的に整備されるものであっ て、市長が必要と認めた整備を含 む。) に必要な工事費又は工事請負費 及び工事事務費(工事施工のため直接 必要な事務に要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本 費及び設計監督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請負費の2.6% に相当する額を限度額とする。)。

ただし、別の負担(補助)金等にお いて別途補助対象とする費用を除き、 工事費又は工事請負費には、これと同 等と認められる委託費及び分担金及び 適当と認められる購入費等を含む。

2 補助金の対象整備区分 補助金の対象となる整備区分は次のとお りとする。

整	整備内容
備	
区	
分	
創	施設を整備し(改修を含む)、
設	新たに地域介護拠点等を新設す
	ること。

<u>改</u>

築

備考 (1)過去に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、旧の四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱(平成24年四日市市告示第365号)及び当該補助金を受けて整備した事業所は対象としない。

(2) (1) の規定に関わらず、認知 症高齢者グループホームのユニット 増による増築または改築については 補助対象とする。新規開設時に一度 補助を受けている場合であっても、 増床する場合には、補助単価を平均 利用定員で割るなど、合理的な方法 を用いて算出した額で補助すること が出来るものとする。

3 (略)

備考 過去に地域介護・福祉空間整備 等施設整備交付金、旧の四日市市公 的介護施設等整備費補助金交付要綱 (平成24年四日市市告示第365 号)及び当該補助金を受けて整備さ れた認知症高齢者グループホームへ のユニット増築は除く。

3 (略)

附則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。